

平成28年10月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年10月11日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出欠委員は、次のとおりである。

1 番	青柳 一男 委員		2 3 番	古賀 義近 委員	
2 番	飯田三津雄 委員		2 4 番	藤原 昇一 委員	
3 番	笠 幸夫 委員		2 5 番	横溝 哲夫 委員	
4 番	城戸 新 委員		2 6 番	石井 孝雄 委員	
5 番	古賀 誠一 委員		2 7 番	高山 憲行 委員	
6 番	田中 祥晃 委員		2 8 番	柳 壽祥 委員	
7 番	吉富 巧 委員	欠	2 9 番	土師 哲夫 委員	
8 番	安徳 高輔 委員		3 0 番	田中 弥生 委員	
9 番	深川 嘉穂 委員		3 1 番	日比生和雄 委員	
1 0 番	諸藤 澄夫 委員		3 2 番	権藤 年明 委員	
1 1 番	山口 好秀 委員		3 3 番	野村 邦昭 委員	
1 2 番	一木 英司 委員		3 4 番	久佐木利光 委員	
1 3 番	森崎 巨樹 委員		3 5 番	猪口 峯子 委員	
1 4 番	緒方 義範 委員		3 6 番	菰田 盛行 委員	
1 5 番	池田 三喜 委員		3 7 番	松延 洋一 委員	
1 6 番	田中 正満 委員		3 8 番	納戸 勝浩 委員	
1 7 番	豊福 茂敏 委員		3 9 番	佐藤 豊 委員	
1 8 番	野村 泰徳 委員		4 0 番	市川 範子 委員	
1 9 番	原 一夫 委員		4 1 番	合戸 利弘 委員	
2 0 番	青木美千子 委員		4 2 番	末松 活幸 委員	
2 1 番	吉岡 正博 委員		4 3 番	中島 邦博 委員	
2 2 番	北川 玲子 委員		4 4 番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 ただいまから10月農業委員会総会を開催いたします。
早速、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 皆様方、おはようございます。
それでは総会議案をお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、第1選挙区、1番、2番の2件です。
2番につきましては、第1号議案、13番の関連議案となっております。
第2選挙区、3番の1件です。
2ページ、お願いいたします。
第3選挙区、4番の1件です。
第4選挙区、5番から7番までの3件です。
3ページ、お願いします。
第5選挙区、8番、9番の2件です。
第6選挙区、10番、1件です。
第7選挙区、11番、12番の2件です。
4ページをお願いいたします。
賃借権設定、第1選挙区、13番、1件です。13番につきましては、第1号議案、2番の関連議案となっております。
第4選挙区、14番、15番の2件です。14番、15番は、それぞれ関連議案となっております。
使用貸借権設定、第1選挙区、16番、17番の2件です。
以上、1番から17番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、地域審査会において審査表を配付し説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない案件であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。
以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号14番及び15番は新規就農者の取得案件であります。聞き取り調査の結果について地元副会長より御報告をお願いいたします。

第4選挙区の案件でございますので、柳副会長から報告を受けたいと思います。

柳副会長 審議番号14番及び15番の新規就農の件で、9月30日、地域審査会においてヒアリングを実施したので報告いたします。

申請人は、現在、田主丸町以真恵在住ですが、4年ほど前から無農薬野菜栽培の手伝いをしており、今後の営農計画は農地を賃借して水稻及び野菜をつくる予定です。農機具については、管理機、軽トラックを既に所有しており、許可後はトラクターを借用して本格的に営農する予定です。また、家族中心の営農経営を行い、年間60種類もの野菜を作付するなど、営農にかける意識も強く、やる気も見受けられるため、地域審査会では問題ないものと考えております。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第1号議案は可決されました。

続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第2選挙区、1番、1件です。

1番、申請地、荒木町白口、畑、326m²、申請理由、申請地を農業用倉庫及び通路として利用するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に要するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第3選挙区、2番、1件です。

2番、申請地、善導寺町木塚、畑、124m²、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第4選挙区、3番、1件です。

3番、申請地、田主丸町豊城、畑、2筆計363m²、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

6ページ、お願いいたします。

第5選挙区、4番、1件です。

4番、申請地、北野町高良、畑、808m²、申請理由、申請地に集合住宅を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。あとは順次選挙区ごとに報告をお願いします。

諸藤副会長 おはようございます。第2選挙区から報告いたします。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーも1番です。

申請地は、JR荒木駅から北東へ約1kmのところに位置しています。

転用目的は、農業用倉庫及び通路として利用するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありま

すので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設溜柵を経由し、西側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。また、これらの案件について現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

野村副会長 説明いたします。審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

申請地は、道の駅くるめから北西へ約500mのところに位置しています。

転用目的は、自己用住宅の敷地として活用するものでありますが、申請地は農業以外に利用されておりましたので、始末書付の申請となっております。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の大きさの農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、既存溜柵を経由し、西側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしました。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

柳副会長 第4選挙区から審議のほどお願いします。

審議番号3番、地図ナンバーは3番です。

申請地は、田主丸総合支所から北西へ1,500mのところに位置します。

転用目的は農家住宅の敷地拡張です。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業であり、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水については、自然流下または北側の既存の側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は発生しません。

被害防除については、周囲にある既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防除します。

水利関係承諾書につきましては、地元行政区より承諾を得ております。

以上、1件の申請につきまして地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

日比生副会長 第5選挙区でございます。

審議番号4番でございます。地図も4番でございます。

申請地は弓削小学校から東に約200mのところでございます。

転用目的は、1棟8戸の集合住宅を建築するものです。農地区分は500m以内に弓削小学校、幼稚園がございまして、北側に接する道路に水道・下水道が埋設されているため、第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、溜桝を設置し、北側の既設水路へ放流されます。汚水雑排水は市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックによる防除をする計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区の承諾を得てございます。

委員全員で現地確認をいたしまして、地域審査会では問題のないことを確認いたしましたところでございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で、地元の副会長からの報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第2号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。

続きまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
第4選挙区、1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町田主丸、田、2,646m²、申請理由、権利の種類を変更するものです。

変更の内容といたしましては、賃貸借契約から所有権移転の贈与に利用する権利が変更となるものです。

今回は、権利の種類を変更するのみであるため、副会長からの報告を省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。よって、県

へ送付いたします。

続きまして、「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

8ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第2選挙区、1番から9ページ3番までの3件です。

1番、申請地、荒木町荒木、畑・田、3筆計2,268m²、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として一時的に利用するものです。

一時転用の許可期間につきましては、許可日から平成29年1月31日までとなっております。

2番、申請地、安武町住吉、田、282m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いいたします。

3番、申請地、荒木町白口、田、203m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第3選挙区、4番から6番の3件です。

4番、申請地、草野町草野、田、757m²、申請理由、申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置するものです。

5番、申請地、善導寺町木塚、畑、347.62m²、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、善導寺町木塚、畑、364m²、申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第4選挙区、7番から10ページ10番までの4件です。

7番、申請地、田主丸町中尾、畑、500m²、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅及び農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

8番、申請地、田主丸町益生田、田、1,141m²、申請理由、申請地を取得し、集合住宅を建築するものです。

9番、申請地、田主丸町田主丸、田、2筆計139m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、田主丸町益生田、田、1,238m²、申請理由、申請地を取得し、歯科診療所及び自己用住宅を建築するものです。

第5選挙区、11番から11ページ12番までの2件です。

11番、申請地、北野町鳥巢、田、435m²、申請理由、申請地を借り受けて、農業用資材置場及び露天駐車場として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

11ページ、お願いいたします。

12番、申請地、北野町金島、田・畑、2筆計554m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅及び露天駐車場、露天資材置場として利用するものです。

第6選挙区、13番、1件です。

13番、申請地、城島町六町原、田、3筆計700m²、申請理由、申請地を借り受けて、客殿の建築及び露天駐車場として利用するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第7選挙区、14番から12ページの20番まで7件です。

14番、申請地、三潴町西牟田、畑、984m²、申請理由、申請地を取得し、貸露天資材置場及び貸露天駐車場として利用するものです。

15番、申請地、三潴町玉満、田、535m²、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

16番、申請地、三潴町草場、畑・田、3筆計386m²、申請理由、申請地を借り受けて、事務所及び露天駐車場として利用するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。一時転用の許可期間につきましては、許可日から平成29年2月28日となっております。

17番、申請地、三潞町西牟田、畑、396m²、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

18番、申請地、三潞町高三潞、田、3筆計2,124m²、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲を行うものです。

19番、申請地、三潞町西牟田、畑、2,080m²、申請理由、申請地を取得し、建売分譲を行うものです。

20番、申請地、三潞町早津崎、田、186m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。あとは順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

諸藤副会長 それでは審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

申請地は、荒木中学校より南へ約400mに位置しています。

転用目的は、市発注の下水道工事に伴い、申請地を一時的に借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

農地区分については、おおむね500m以内に荒木中学校及び高良台リハビリテーション病院がある農地であり、南側に接する道路に水道・下水道管が埋設されているため第3種農地と判断しております。

雨水につきましては、自然流下及び西側側溝を経由した北側水路への放流となります。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、緩衝池による計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ています。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

申請地は、安武小学校より南西へ約900mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、南側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

申請地は、JR荒木駅より北西へ約350mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね500m以内にJR荒木駅がありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、西側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既設及び新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。また、これらの案件について現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認をいたしましたので、御審議のほどよろしく願います。

以上です。

野村副会長 審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

申請地は、JR筑後草野駅から西へ500mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置するものであります。

農地区分については、おおむね500m以内にJRの筑後草野駅があるため、第2種農地と判断しております。

雨水につきましては、自然流下により北側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は

発生いたしません。

被害防除については、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾を得てあります。

次へ行きます。

審議番号5番、地図ナンバーは10番です。

申請地は、道の駅くるめから北へ約600mのところに位置しています。

転用目的は、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものであります。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水は、新設溜枿を經由し、南側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、東側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除については、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書については、地元行政区長より承諾を得てあります。

次、行きます。

審議番号6番、地図ナンバーは11番です。

申請地は、道の駅くるめから北西へ約500mのところに位置します。

転用目的は、申請地を借り受けて分家住宅を建築するものですが、申請地において農地外で利用されていたので、始末書付の申請となっております。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。しかし、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水は、新設溜枿を經由し、西側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除については、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書は、地元自治会長より承諾を得てあります。

現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

柳副会長 第4選挙区から説明いたします。

審議番号7番、地図ナンバーは12番です。

申請地は、竹野小学校から西へ500mのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が農業の振興に資する施設であり、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅及び農業用倉庫を建設するものです。

雨水排水については、溜桝を通して、東側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、東側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、北側の新設のL型擁壁と南側の既存の石積みにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは13番です。

申請地は、JR田主丸駅から南へ590mのところに位置します。

農地区分については、JR田主丸駅から590mですが、宅地率は40%以上であるため、第2種農地と判断しております。

転用目的は、申請地を取得し、集合住宅を建設するものです。

雨水排水については、東側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、東側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、周囲の新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは14番です。

申請地は、JR田主丸駅から南へ400mのところに位置します。農地区分については、500m以内にJR田主丸駅があるため、第2種農地と判断しております。

転用目的は、申請地を取得し、集合住宅を建設するものです。

雨水排水については、西側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、西側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、周囲のコンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは15番です。

申請地は、JR田主丸駅から南へ820mのところに位置します。農地区分については、JR田主丸駅から820mですが、宅地率が40%以上であるため、第2種農地と

判断しております。

転用目的は、申請地を取得し、歯科診療所及び自己用住宅を建設するものです。

雨水排水については、南側の側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水については、東側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、西側の新設のコンクリートブロック積みと北側のL型擁壁により土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区及び耳納山麓土地改良区より承諾を得ております。

以上、4件の申請につきまして地域審査会で調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

日比生副会長 第5選挙区でございます。

審議番号11番、地図ナンバーは16番でございます。

申請地は、コスモスパークから南に約300mのところでございます。

転用目的は、申請地を親から使用貸借いたしまして、既存施設の敷地拡張として農業用資材置場及び露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、農用地区域内農地でございますが、農用地利用計画において指定された用途に供するものであり、不許可の例外の規定を適用いたしております。

雨水排水については、自然流下及び東側の側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリート擁壁により防除をしてあります。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長、床島堰土地改良区より承諾を得てあります。

次に参ります。審議番号12番、地図17番でございます。

申請地は、西鉄大城駅から南西に約200mのところですか。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅及び農業用露天駐車場、資材置場として利用するものです。

農地区分は、土地計画法に規定する用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、自然流下及び溜柵を設置し、南側の既存水路へ放流され

ます。

汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、南側の既設水路へ放流する計画です。被害防除については、既存のコンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書は、地元自治会長及び床島堰土地改良区の承諾を得てあります。以上、2件、地域審査会委員全員で確認いたしまして問題ないことを確認したところでございますので、御審議よろしくお願いいたします。以上です。

松延副会長 第6選挙区、審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。申請地は、城島総合支所から南へ約1.3kmのところに位置します。転用目的は、申請地を借り受け、寺院の客殿の建設及び露天駐車場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。雨水排水については、自然流下及び東側の排水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、東側の排水路へ放流されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックの新設等により土砂の流出等を防止する計画です。また、筑後川土地改良区より排水及び転用の承認を得てあります。この案件につきましては、現地調査を行い、転用やむなしと判断しております。なお、申請地の一部には倉庫が建築されており、始末書付の申請となっておりますが、城島地域審査会では今後このようなことがないよう強く指導を行っております。以上、1件の御審議、よろしくお願いいたします。

廣重副会長 それでは第7選挙区のほうから本件について説明いたします。審議番号14番、地図番号19番について説明いたします。申請地は、西牟田校区の新栄町地区にあり、JR西牟田駅より南西へ約300mに位置し、農地区分は第3種農地と判定しております。転用目的は、申請地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。申請につきましては、既に造成されており、始末書付の申請書となっております。三潞地域審査会は申請に対し、農地法を遵守し、今後このようなことがないよう強く指導いたしております。

雨水排水につきましては、南側側溝へ放流します。

水利承諾については、西牟田土地改良区の排水承認を得ております。

地域審査会において全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断しております。

続きまして、審議番号15番、図面番号20番について説明いたします。

申請地は犬塚校区の大犬塚地区にあり、西鉄犬塚駅より北へ約200mに位置し、転用目的は、申請地を取得し自己用住宅の敷地として利用するものです。

農地区分は、300m以内に駅がある農地でありますので、第3種農地と判定しております。

雨水排水につきましては、東側側溝に放流されます。

また、汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し東側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、L型擁壁により防除する計画となっております。

水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断しております。

続きまして、審議番号16番、図面番号21番について説明いたします。

申請地は、三潞校区の草場地区にあり、三潞小学校より西へ約1.7kmに位置し、転用目的は、申請地を借り受けて公共下水道工事に伴う従業員の駐車場及び事務所の敷地として一時転用されるものであります。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定に該当するものです。

雨水排水につきましては、自然流下で東側側溝へ放流されます。

水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

地域審査会において全員で現地調査の結果、一時転用の転用やむなしと判断しております。

続きまして、審議番号17番、図面番号22番について説明いたします。

申請地は、西牟田校区の大坪地区にあり、西牟田小学校より南西へ約1.2kmに位置し、転用目的は、申請地を取得し自己用住宅の敷地として利用するものです。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的は自己用住宅であり、農業の振興に資する施設として不許可の例外規定に該当するものです。

雨水排水につきましては、南側側溝へ放流します。

また、汚水生活雑排水は合併浄化槽を設置し、南側水路へ放流されます。

水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断しております。

続きまして、審議番号18番、図面番号23番について説明いたします。

申請地は三潞校区の塚崎地区にあり、三潞小学校より北西へ約300mに位置し、転用目的は、申請地を取得し、宅地分譲を行うものです。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地として判定しております。

雨水排水につきましては、南側側溝へ放流します。

また、生活雑排水は合併浄化槽を設置し南側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判定しております。

続きまして、審議番号19番、図面番号24番について説明いたします。

申請地は西牟田校区の新栄町地区にあり、JR西牟田駅より西へ約600mに位置し、転用目的は、申請地を取得し、建売分譲住宅の敷地として利用するものです。

農地区分につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判定しております。

雨水排水につきましては、北側側溝へ放流します。

また、生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、北側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロック擁壁により防除する計画となっております。

水利関係承諾につきましては、西牟田土地改良区より承諾を得てあります。

地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判定しております。

続きまして、審議番号20番、図面番号25番について説明いたします。

申請地は三潞校区の早津崎地区にあり、西鉄大善寺駅より700mに位置し、転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として利用するものです。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区分内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が自己用住宅であり、農業の振興に資する施設として不許可の例外規定に該当するものです。

雨水排水につきましては、東側側溝へ放流されます。

また、汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、東側水路へ放流されます。

水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。
地域審査会において全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断しております。
以上7件について御審議のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第4号議案は可決されました。よって、県
へ送付いたします。
続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者
名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明いたします。13ページをごらんください。
「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録
申請について」
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請が提出され
たので付議いたします。
第2選挙区、1番、1件です。
1番、申請人、宮ノ陣町大杜、****、経営面積2万5,260.93m²。
農業地利用計画に従い利用すると認められます。
以上、第5号議案の説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある

方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。
続きまして、「第6号議案 久留米市農業地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明いたします。16ページをごらんください。

「第6号議案 久留米市農業地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき久留米市長より久留米市農用地集積計画の決定を
求められたので付議いたします。

第1選挙区、1番、2番の2件です。

1番、所在地、宮ノ陣町若松、田、3,055m²推進機構からの借り入れとなります。

2番、宮ノ陣町五郎丸、田、2,603m²、推進機構への売り渡しとなります。

第2選挙区、3番、1件です。

所在地、荒木町荒木、田、3,389m²、推進機構への売り渡しとなります。

第5選挙区、4番から16ページの10番までの7件です。

4番、所在地、北野町金島、田、4,966m²、推進機構への売り渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

5番、所在地、北野町大城、田、2,015m²、推進機構への売り渡しとなります。

6番、所在地、北野町大城、田、2,016m²、推進機構への売り渡しとなります。

7番、所在地、北野町大城、田、3筆計866.53m²、推進機構への売り渡しとなり
ます。

8番、所在地、北野町大城、畑、3筆計3,095m²、推進機構への売り渡しとなり
ます。

9番、所在地、北野町上弓削、田、1,297m²、推進機構への売り渡しとなります。

16ページお願いいたします。

10番、北野町十郎丸、田、4筆計2,796m²、推進機構からの買い入れとなります。
第6選挙区、11番、12番の2件です。

11番、所在地、城島町江上本、田、3,078m²、推進機構への売り渡しとなります。

12番、所在地、城島町下田、田、2筆計7,264m²、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から12番までの各申請案につきまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えています。

以上で第6号議案の説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛に通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号に規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第2項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知について」

「報告第4号 農地移動適正化あっせん事業について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

幅広い案件でございますが、皆様方お目通しいただいたかと思しますので、質疑がないということで質疑を終了してようございますか。

「はいの声」

議 長 ありがとうございます。したがいまして、第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次にお諮りいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を有するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、提出されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、34番久佐木利光委員、8番安徳高輔委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会といたします。